

とよクラ旅費手引（地域指導者）

1 支給費目

旅費相当額を費用弁償する。

2 支給条件

（１）大会等にこどもを引率する場合に限る。

※ 中小体連及び協会・連盟またはそれに準ずる団体主催のもの（原則、県外で開催されるものについては、予選を通過したものに限り。）に限る。

（２）原則、旅行の１週間前までにマネージャー及び以下３④により市の承認を得ていること。

（３）私有車を利用する場合は、旅行距離（出発地と目的地の直線距離）が片道２０ｋｍ以上であり、出発地は、原則指導している学校又は自宅の旅行距離が短い方とする。

（４）旅費の算定は、市の「旅費事務の手引」を準用する。ただし、宿泊手当は、支給しない。

※ 市の「旅費事務の手引」の主な規定

- ・私有車利用時は、３０円／ｋｍ（直線距離）。１ｋｍ未満の端数は切り捨て。
- ・高速道路（市外の２つ目以遠のＩＣで出場する場合のみ）及び駐車場の利用料相当額を事後に支給。
- ・公共交通機関のみの場合は、出発駅（バス停）と目的地の最寄駅（バス停）の往復の運賃（ルートは市が指定）を支給。ただし、特急料金が別途必要となる新幹線等は、特急料金が必要な乗車区間が１００ｋｍ以上の場合のみ利用可能。
- ・前泊は、当日の午前６時３０分より前に自宅を出ないと用務（試合時間等）に間に合わない場合にのみ支給。
- ・旅費に係る領収書（又はレシート）は、公共交通機関以外、必ず取得し、保管してください。
- ・タクシーの利用は、原則、認められません。 ※やむを得ない場合など、市に相談してください。

（５）同一の目的、日時の旅行については、学校・種目当たり原則２名を上限とする。

3 申請手続

引率の事前と事後に引率者が自ら手続を行う。

① 事前申請

クラブマネージャーに報告後、事前に電子申請を行う。

<https://ttzk.graffer.jp/city-toyota/smart-apply/apply-procedure-alias/toyokuraryohijizen>



② 事後申請

旅行後すみやかに、電子申請を行う。

<https://ttzk.graffer.jp/city-toyota/smart-apply/apply-procedure-alias/toyokuraryohi>

